

第3号様式（第5条関係）

京都市指令左地第 号  
年 月 日

様

左 京 区 長

（担当：地域力推進室総務・防災担当）

### 事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった左京区防災資機材等整備事業補助金（以下「補助金」という。）について、補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

#### 記

1 事業名

2 交付予定金額 円

3 交付の条件

- (1) 事業の変更又は中止をしようとするときは、区長の承認を得なければならない。
- (2) 事業が完了したときは、速やかに必要書類を添付のうえ、事業実績報告書を提出しなければならない。なお、特に必要があると認めるときは、事業の終了前に、補助金の全額を概算払いすることができる。
- (3) 次の事項に該当すると認められる場合は、補助金の交付金額の全額又は一部を返還しなければならない。
  - ア 不正の手段により、補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき
  - イ 補助金の交付対象事業以外の目的に補助金を使用したとき
  - ウ 補助金交付要綱第6条第3項の規定により、変更又は中止の承認を受けたとき
  - エ 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき
  - オ 補助金交付要綱に定める規定に違反したとき